

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年(2015年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の専決処分の承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年(2015年) 5月 13日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

環境資源部車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2014年8月19日
- 2 事故発生場所 町田市森野二丁目7番先路上
- 3 事故の概要 環境資源部車両が収集作業中、運転席ドアの閉め忘れに気づかず発進させ、右側に停車していた車両に接触し、乗員を負傷させた事故。
- 4 事故の種別 交通事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 533,907 円